

生活再建住宅支援事業（利子補給） Q & A

Q 1 融資金額の上限及び融資金利はどうなっているか。

A 1 融資金額の上限は住宅金融支援機構の融資限度額としています。

- ① 新築は1460万円、2%（融資利率を上限）
- ② 補修は640万円、1%（融資利率を上限）
- ③ 二重ローンは既往住宅債務の金利

Q 2 融資金額の下限はあるのか。

A 2 住宅金融支援機構の融資額が10万円以上10万円単位であることから、10万円以上が対象となります。

Q 3 住宅を再建しない既往住宅債務のみの被災者は対象となるか。

A 3 住宅の再建を支援するため、既往住宅債務のみでは対象となりません。

Q 4 元本は補助対象となるか。

A 4 元本の減額については、「個人的私的整理ガイドライン」に基づき行われるものであり、利子補給補助の対象外です。

Q 5 補助期間はどうか。

- A 5
- ① 新築、補修は5年間を対象としています。
 - ② 二重ローンは5年分を一括して補助します。

Q 6 県外からの被災者が、県内に住宅を建設等する場合は対象となるか。

A 6 県外被災者であっても県内の住宅の再建を支援することを目的としているため、県内に自ら居住するための住宅を建設等する場合は対象となります。

Q 7 店舗併用住宅は対象となるか。

A 7 住宅部分は対象となりますが、店舗部分は対象外です。（面積による按分）

Q 8 新築を自己資金で建てる場合は、既存ローンの利子補給は対象にならないのか。

A 8 対象になりません。なお、自己資金を新築費用に当てるのではなく、既存ローンの返済にあて、新たに住宅ローンを借り入れれば、新規分については、利子補助の対象となります。

Q 9 新築の借入額が少額でも既存ローンの利子は全て補助対象か。

A 9 既存ローンの利子補助額は、新債務（新築、補修等）の借入額を上限としています。

Q 10 既存ローンの利子補給の対象となる期間は。

A 10 新たに借り入れを行った時点から5年間分となります。（被災してから5年間分ではない。）

Q 11 収納庫及び外構工事費用を借入した場合に利子補給の対象となるか。（新築分は自己資金）

A 11 住宅の新築分が対象となるため、その他の費用は対象外です。

Q 12 新住宅債務の工事内容の一部に宅地復旧工事が含まれていた場合、補助対象額から控除すべきか。

A 12 利子補給の対象は住宅分であるため、宅地復旧工事分は控除することになります。